

令和元年	委 託 設 計 書				
業 務 名	史跡伊賀国庁跡保存整備実施設計業務				
履 行 場 所	伊賀市 坂之下 地内				
設 計 金 額	¥				
委 託 期 間	契約の日から令和2年3月13日まで		設 計 令和元年7月		
業 務 の 大 要			設 計	検 算	
国史跡伊賀国庁跡における遺構表示ゾーンとエントランスゾーンの一部（計7,702㎡）における史跡整備のための実施設計業務			業 種	他コ 業種コード 55	
			委託価格		¥
			税（官積）		¥

伊 賀 市

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
公園設計				式				
					1.000			
史跡伊賀国序跡保存整備実施設計				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務価格				式	1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式	1.000			
業務委託料				式	1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 史跡伊賀国庁跡保存整備実施設計

1 式

(上段 : 前 回 下段 : 今 回)

細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
与条件の確認及び調査	式				第0001号単価表
		1.000			
実施設計の検討	式				第0002号単価表
		1.000			
実施設計図の作成	式				第0003号単価表
		1.000			
数量計算	式				第0004号単価表
		1.000			
概算工事費の算出	式				第0005号単価表
		1.000			
実施設計説明書の作成	式				第0006号単価表
		1.000			
照査	式				第0007号単価表
		1.000			
関係機関との協議等	回				第0008号単価表

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 史跡伊賀国庁跡保存整備実施設計					1 式	
					(上段 : 前回 下段 : 今回)	
細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計協議		式				第0009号単価表
			1.000			
合 計						

S0001 与条件の確認及び調査		第 0001 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

S0002 実施設計の検討		第 0002 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

S0003 実施設計図の作成		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

S0004 数量計算		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

S0005 概算工事費の算出		第 0005 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

S0006 実施設計説明書の作成		第 0006 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

S0007 照査		第 0007 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

S0008 関係機関との協議等		第 0008 号単価表 1 回 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	回	1.000			
単位当り	回	1.000	当り		

S0009 設計協議		第 0009 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

# 史跡伊賀国庁跡保存整備実施設計業務委託

## 特記仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条（適用）

本仕様書は、史跡伊賀国庁跡保存整備実施設計業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものである。

#### 第2条（目的）

本業務は、「平成30年度 史跡伊賀国庁跡基本設計業務委託」において実施した基本設計に基づき、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性等について詳細に検討し、実施設計を行うことを目的とする。

#### 第3条（法令及び規定の準用）

本業務では、次の関係法規及び事項を遵守しなければならない。

- (1) 文化財保護法
- (2) 文化財保護法施行令
- (3) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
- (4) 史跡等整備のてびき
- (5) 測量法
- (6) 伊賀市公共測量作業規定
- (7) 作業規定の準則
- (8) 伊賀市設計業務等標準委託契約約款
- (9) 伊賀市会計規則
- (10) その他関連計画、法令等

#### 第4条（作業体制）

本業務を履行するにあたって、受託者は、次の技術者を選任するものとする。ただし、管理技術者と照査技術者は兼任できない。

##### (1) 管理技術者

技術士、技術管理者又は RCCM（いずれも「都市計画及び地方計画」）の資格を有する者。

##### (2) 照査技術者

技術士、技術管理者又は RCCM（いずれも部門指定なし）の資格を有する者。

#### 第5条（作業計画及び承認）

受託者は、本業務の着手にあたり、契約締結後速やかに業務実施計画書、着手届、工程表、技術者等の選任に係る必要書類を委託者に提出し、その承認を得なければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

#### 第6条（疑義）

本業務の実施にあたり、関係法令及び本特記仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者と受託者とで協議の上、作業が円滑に遂行されるよう努めなければならない。

#### 第7条（関係書類の貸与）

委託者は、受託者が本業務を遂行するにあたって必要な資料について、可能な範囲において提供するものとする。なお業務完了後は、受託者は速やかにこれを返却するものとする。

#### 第8条（土地の立入り）

受託者が作業の実施にあたり、第三者の土地に立ち入ろうとするときは、予め委託者と協議の上、関係者と緊密な連絡を取るなどして、本業務の円滑な遂行に期さなければならない。

#### 第9条（守秘義務）

本業務において委託者が貸与した資料及び調査等によって知り得た内容は、作業期間だけでなく、それ以後であっても、受託者は、みだりに他人に提供してはならない。また、秘密の遺漏のないように厳重に管理しなければならない。

#### 第10条（留意事項）

本業務は、国の指定を受けた史跡を対象としていることから、設計業務にあたっては、関係法令に準拠し、地下に埋蔵されている重要遺構の万全な保護対策はもちろんのこと、史跡としての風致景観に対して十分な配慮の下に行わなければならない。

#### 第11条（報告）

受託者は、作業の進捗状況等を随時報告するとともに、問題点の円滑な解決に向けて委託者と緊密に連絡を取るものとする。

#### 第12条（完了）

受託者は本業務完了時に、完了届、納品書及び成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

### 第 13 条（損害賠償）

本業務によって生じた損害賠償及びその他問題は、全て受託者の責任において処理するものとし、これに係る費用は全て受託者の負担とする。

## 第 2 章 業務概要

### 第 14 条（対象地域）

業務の対象地域は、三重県伊賀市坂之下地内の史跡伊賀国庁跡の史跡指定範囲のうち、過年度基本設計において実施された範囲とする。

### 第 15 条（業務の内容）

史跡伊賀国庁跡は、三重県伊賀市坂之下字国町及び前田に所在する古代官衙遺跡であり、国庁の成立から廃絶までを知ることのできる貴重な遺跡であるとして、平成 21 年 7 月 23 日付けで国史跡に指定された。

本業務の内容は、このかけがえのない貴重な国民共有の財産である史跡に対して、史跡の本質的価値を顕在化し、その適切な保存と効果的な活用に資する具体的な整備手法が定め、実施設計を行うもので、具体的内容は次の通りとする。

#### （1） 実施設計

##### ア 与条件の確認及び調査

過年度に実施された基本設計の成果に基づき、資料及び委託者の説明の下、実施設計に必要な与条件の再確認を行うとともに、現況調査を十分に行うこと。

##### イ 実施設計の検討

実施設計を行う内容について、確認した与条件を下に関係機関等との調整、導入施設の比較、施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法及び施工時期等の検討を行う。

##### ウ 実施設計図の作成

工事に必要となる図面の作成を行う。なお、全体平面図は概ね縮尺 1/500～1/300 程度、縦横断面図は概ね縮尺 1/200 程度を基本とし、これに拠らない場合は、委託者及び受託者双方の協議により決定するものとする。また施設及び設備等については、それらの性質により配置図、詳細図、構造図等を適切な縮尺の平面図、断面図、立面図、展開図等を用いて示すものとする。図面の作成に必要な事項は次のとおりである。

（ア） 事業施工場所（施工位置）

（イ） 施工箇所及び撤去物

（ウ） 施設等の配置

（エ） 施設、工種別の構造、形状

（オ） 施工法、仮設等

(カ) 施設別使用材料数量

(キ) 工事件名、作成年月日、作成者等

#### ウ 数量計算

図面及び工事仕様書に基づき、施工数量、材料数量を計算する設計数量計算を行うとともに、必要に応じて図面作成上の応力又は容量等について計算を行い、設計の適正を確認する。

#### エ 概算工事費の算出

数量計算に基づき、工種別に概算工事費を算出する。なお他の土木工事等に見られない特殊な工種が含まれる場合には、過去に実施された他の史跡整備事例を参考とすることをはじめ、複数の専門業者に依頼した参考見積を比較検討すること、または試験施工の成果に基づいて作業歩掛を作成することなど、正当な根拠を示すこと。

#### オ 実施設計説明書の作成

実施設計の内容及び検討資料・設計図面・数量計算書を設計説明書として整理取りまとめを行う。なお、図面には表現しきれない材料及び工法に関する仕様をはじめ、工事を進めるに当たっての詳細な留意事項等については、模式図等を含む文書により示す特記仕様書を作成して添えること。

#### カ 照査

設計方法や設計手法の妥当性及び成果品の内容が適正に行われているかについて、照査技術者による検査を実施すること。

#### (2) 史跡伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会の運営支援

実施設計を行うに当たっては、史跡伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の指導助言を仰ぐものとし、会議の開催にあたっては事前に会議提出用の技術資料の作成を行うとともに、会議に出席し、技術的な補足説明と議事録の作成を行う。なお会議は年3回開催を予定する。

#### (3) 設計協議

業務の着手時、中間時（2回）、完了時に打合せすることを基本とし、業務の進捗に合わせ、必要に応じて適宜打合せを行う。

### 第16条（成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 実施設計報告書(A4版ドッチファイル綴じ) | 2部 |
| (2) 実施設計図面                | 2部 |
| (3) 数量計算書                 | 2部 |
| (4) 検討委員会議事録              | 一式 |
| (5) 上記の電子ファイルを格納した媒体      | 一式 |

(6) その他委託者が必要と認める資料

一式

2 成果品のうち、電子ファイルで納入するもののデータ形式は次のとおりとする。

(1) 図面：DXF 及び PDF

(2) 計算書及び積算書等：XLS もしくは XLSX

(3) 説明書及び仕様書等：DOC または DOCX、及び PDF

(4) 明記のないもの及びこれに拠らない場合は、委託者及び受託者双方の協議により決定する。

#### 第 17 条（納入場所）

成果品は、次の場所に納入する。

伊賀市教育委員会事務局文化財課（三重県伊賀市四十九町 3184 番地）